

庄内町立谷沢川流域活性化センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成30年3月20日

庄内町長 原 田 眞 樹

庄内町条例第17号

庄内町立谷沢川流域活性化センター設置及び管理条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 6次産業化共同利用加工場及び会議室の管理（第5条—第23条）
- 第3章 定住促進住居の管理（第24条—第45条）
- 第4章 移住体験住居の管理（第46条—第56条）
- 第5章 補則（第57条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 農業、商業、工業及び観光業が連携した6次産業化の推進による産業の振興及び地域の雇用創出並びに移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、庄内町立谷沢川流域活性化センター（以下「活性化センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 活性化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
庄内町立谷沢川流域活性化センター	庄内町肝煎字家ノ前14番地11

（施設）

第3条 活性化センターの施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 6次産業化共同利用加工場
- (2) 会議室
- (3) 定住促進住居
- (4) 移住体験住居

（職員）

第4条 町長は、活性化センターに、所長その他必要な職員を置くことができる。

第2章 6次産業化共同利用加工場及び会議室の管理

（利用時間）

第5条 第3条第1号及び第2号に掲げる6次産業化共同利用加工場（以下「加工場」という。）及び会議室（以下これらを「加工場等」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 加工場等の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用対象者)

第7条 加工場を利用することができる者は、素材を製造加工し、付加価値を付けて販売することで新規に事業の展開を図ろうとする者又は事業規模の拡大を図ろうとする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 立谷沢地区又は清川地区の農林水産物を素材に使用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が活性化センターの設置目的の達成に資すると認める者

(公募)

第8条 町長は、加工場を利用しようとする者を公募するものとする。

(利用の許可)

第9条 加工場を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「利用の許可」という。）を受けた者は、会議室を利用することができるものとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、利用の許可を受けた者以外の者に会議室を利用させることができる。

3 前項に規定する会議室を利用する場合の使用料は、無料とする。

4 町長は、加工場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 加工場等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が実質的に経営を支配している者であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、加工場等の管理上支障があると認められるとき。

5 町長は、利用の許可に際し、加工場等の管理上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(承認事項)

第10条 利用の許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 加工場等に特別な設備をし、又は現状と異なる仕様に改造しようとするとき。
- (2) 代表者の変更、事業の相続、事業内容の変更等利用の許可を受けた内容に大幅な変更が生ずるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

- (2) 第9条第4項各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 第9条第5項の規定により利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 正当な理由なく第13条に規定する使用料を3月以上滞納したとき。
 - (5) 加工場等を故意又は重大な過失により毀損したとき。
 - (6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は町長の指示に違反したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が加工場等の管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、町長は賠償の責めを負わない。

(利用期間)

第12条 加工場の利用期間は、5年以内とする。ただし、利用者の申請に基づき、町長が特に必要と認めるときは、これを更新することができる。

(使用料)

第13条 加工場の使用料（以下この章において「使用料」という。）は、1時間当たり500円とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、これを1時間に切り上げて計算する。

- 2 使用料は、毎月末日までに前月分を納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第14条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 利用者が地震、洪水、火災等の災害により被害を受けた場合
- (2) 利用者の責めによらない事由により、利用の許可を受けた加工場を利用することができない場合

- 2 町長は、前項第1号に該当する場合その他やむを得ない事由が生じた場合は、1年を超えない範囲内で使用料の徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。

(使用料の還付)

第15条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、町長は、前条第1項各号に該当する場合その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の費用負担)

第16条 利用の許可を受けた加工場の利用に係る次に掲げる費用は、当該利用者の負担とする。

- (1) 第10条第1号に規定する特別な設備又は改造に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める費用

(修繕費用の負担)

第17条 加工場等の修繕に要する費用は、前条に定めるものを除き、町の負担とする。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは、利用者は、町長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(利用者の管理義務)

第18条 利用者は、加工場等の利用については、善良な管理者の注意義務を負うとともに、公害防止等の環境保全に努め、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

- (2) 所定の場所以外において、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が加工場等の管理上必要があると認めて指示した事項に従うこと。

(利用権譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、加工場等の利用の権利を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の地位の承継)

第20条 町長は、前条の規定にかかわらず、利用者について事業の相続又は合併により加工場等の利用の権利を承継させる必要があると認めるときは、これを承認することができる。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第11条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に要する費用は、利用者の負担とする。ただし、利用者の責めによらない場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第22条 利用者が故意又は過失により加工場等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入検査等)

第23条 町長は、加工場等の管理上必要があると認めるときは、町職員のうちから町長が指定した者に加工場等の施設を検査をさせ、又は利用者に対して必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している加工場等の施設に立ち入るときは、あらかじめ利用者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときその他事前に通知することが困難であると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 定住促進住居の管理

(利用対象者)

第24条 定住促進住居を利用することができる者は、本町に住所を有する者、本町に住所を移し、居住する意思のある者又は定住促進のため町長が特に利用を認めた者であって、次に掲げる条件を具備する利用者及び同居者でなければならない。

- (1) 市町村税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員等でないこと。
- (3) 庄内町町営住宅設置及び管理条例（平成17年庄内町条例第156号）第2条第1号に規定する町営住宅、庄内町町営特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成17年庄内町条例第157号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅若しくは庄内町町営若者定住促進住宅設置及び管理条例（平成24年庄内町条例第14号）第2条に規定する若者定住促進住